

外国人関連（訪日外国人旅行者）の人身事故実態について

1 訪日外国人旅行者のレンタカー利用者の事故情勢（平成 26 年～令和 6 年）

(1) 訪日外国人旅行者が運転するレンタカー人身事故発生状況

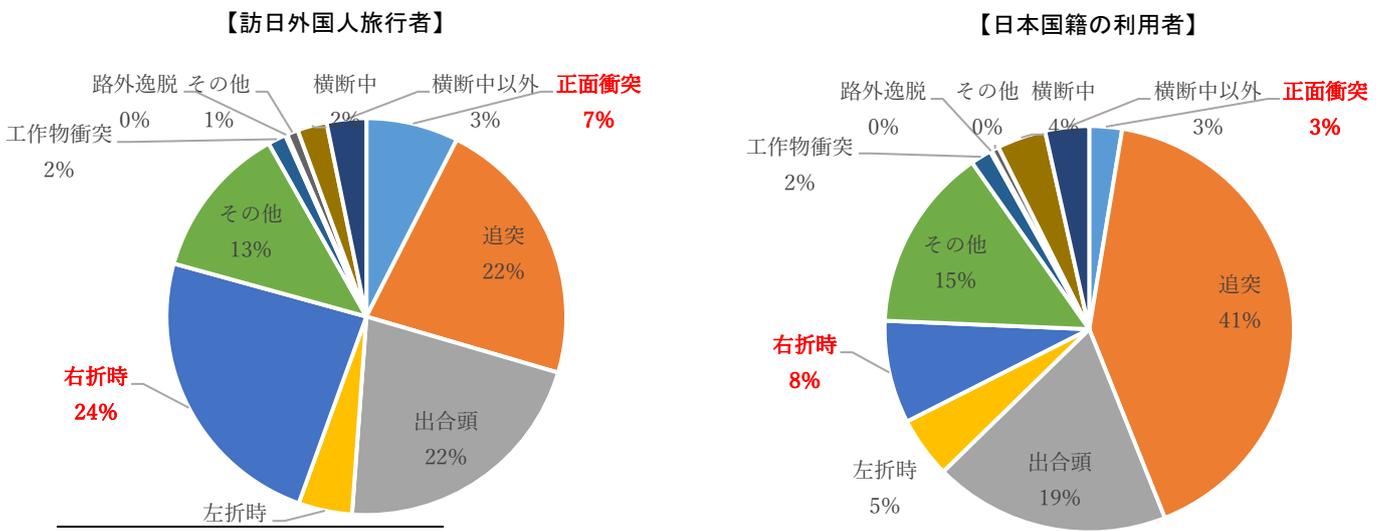
| | 事故件数 | 死亡事故 | 重傷事故 | 軽傷事故 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 平成 26 年 | 68 | 1 | 6 | 61 |
| 平成 27 年 | 106 | 1 | 8 | 97 |
| 平成 28 年 | 134 | 2 | 14 | 118 |
| 平成 29 年 | 188 | 1 | 16 | 171 |
| 平成 30 年 | 158 | 1 | 22 | 135 |
| 令和 元年 | 208 | 2 | 33 | 173 |
| 令和 2 年 | 47 | 0 | 6 | 41 |
| 令和 3 年 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 令和 4 年 | 14 | 0 | 1 | 13 |
| 令和 5 年 | 120 | 2 | 12 | 106 |
| 令和 6 年 | 171 | 1 | 19 | 151 |
| 合 計 | 1,218 | 11 | 137 | 1,070 |

(2) 国籍・地域別の割合

- ① 中国 ② 台湾 ③ 韓国・朝鮮 ④ アメリカ

2 レンタカー人身事故（事故類型別）の状況（平成 26 年～令和 6 年）

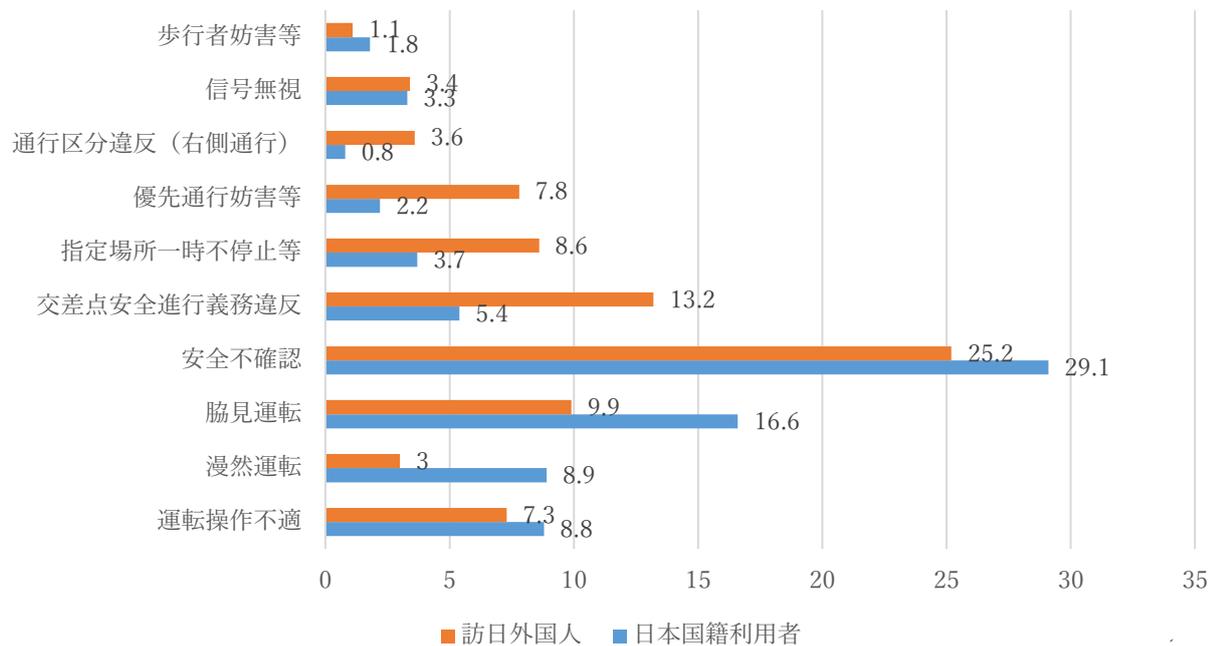
訪日外国人旅行者¹の人身事故件数（1,218 件）は、日本国籍²のレンタカー利用者の人身事故件数（56,821 件）と比較すると、正面衝突及び右折時の事故割合が高い。



¹ 「訪日外国人旅行者」とは、日本国籍以外の者で国際免許又は外国免許所持者によるレンタカー運転者（第 1 当事者）をいう。

² 「日本国籍」とは、日本国籍で日本免許所持者によるレンタカー運転者（第 1 当事者）をいう。

3 レンタカー人身事故（法令違反別）の状況



4 訪日外国人旅行者に対する注意喚起

訪日外国人旅行者に対しては、次のような点を注意喚起してください。

- 左側通行である。
⇒正面衝突の事故や通行区分違反（右側通行）が多い。
- 日本の赤信号では、青色の矢印信号が出ている場合を除き、左折はできない。
⇒世界には信号機が赤信号のときでも通行区分によって右折又は左折が可能な国がある。
- 日本の交差点では、「歩行者優先」、「右折時は直進・左折車優先」である。
⇒右折時の事故や交差点安全進行義務違反、優先通行妨害等が多い。
- 日本では一時停止標識が赤色逆三角形である。世界では赤色八角形が多い。
⇒指定場所一時不停止等が多い。
- 進路変更を行う場合は後方車両によく注意して行い、センターラインが黄色実線のところでは進路変更禁止である。